

情 個 審 第 1 1 号
令和5年7月12日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会
委員長 古屋 等

行政文書部分開示決定及び同不開示決定に対する審査請求について（答申）

令和4年8月18日付け水振諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「農林水産部職員が特定の時期に特定の団体を訪問したことが分かる文書」部分開示決定及び不開示決定（不存在）に係る審査請求事案

（情報公開諮問第201号）
（情報公開答申第175号）

第1 審査会の結論

実施機関が行った部分開示決定及び不開示決定（不存在）は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

令和4年4月19日、審査請求人は、茨城県情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

「平成24年8月前半中の農林水産部職員による〇〇〇〇〇〇訪問に関する情報が記載された行政文書一式（出張手続き、休日出勤手続き、訪問目的等に関連した連絡・報告、公用車利用記録などを記録した文書）」

2 実施機関の決定及び通知

令和4年4月27日、実施機関の農林水産部水産振興課（以下「水産振興課」という。）は、本件開示請求に対し、部分開示決定（以下「本件処分1」という。）及び不開示決定（不存在）（以下「本件処分2」という。）を行い、それぞれ、同日付け水振指令第9号（本件処分1）及び同第10号（本件処分2）により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

(1) 令和4年6月6日、審査請求人は、本件処分1を取り消し、本件開示請求に係る行政文書を漏れなく特定した上で開示するよう求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行った。

(2) また、同日、審査請求人は、本件処分2を取り消し、本件開示請求に係る行政文書を漏れなく特定した上で開示するよう求めて、法第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行った。

4 審理の併合

令和4年7月11日、水産振興課は、法第39条に基づき、本件審査請求1及び本件審査請求2に係る審理手続を併合し、同日付け水振第207号により、審査請求人に通知した。

第3 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求1及び本件審査請求2における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求1の趣旨及び理由

平成24年8月前半中に出張した職員の旅行命令票が網羅されていないため、文書の特定をやり直し、漏れなく開示すべきとの決定をしてほしい（職員番号は、個人情報保護のため不要である。）。

2 本件審査請求2の趣旨及び理由

本件開示請求を、休日出勤のみを対象にしたものと狭く解釈して不開示とした決定を破棄し、本件開示請求にある8月前半中の農林水産部職員による〇〇〇〇〇〇〇〇訪問関連行政文書を全て開示すると決定してほしい（職員番号は、不要である。）。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求1及び本件審査請求2に対する認否

本件審査請求1及び本件審査請求2に係る趣旨及び理由については、本件処分1及び本件処分2（以下併せて「本件各処分」という。）において、本件開示請求のとおり、平成24年8月前半中（8月1日から15日まで）における水産振興課職員による〇〇〇〇〇〇〇〇への訪問に関連する行政文書について、職員番号を除き、全て開示していることから、否認する。

なお、本件開示請求の内容は、「農林水産部職員による」とされているところ、本件開示請求の対象となる出張をした農林水産部の職員は、水産振興課及び実施機関の農林水産部漁政課（以下「漁政課」という。）に所属する職員のみであったことから、水産振興課による水振指令第9号及び同第10号のほか、漁政課において、令和4年4月27日に行政文書部分開示決定処分及び行政文書不開示決定処分が行われ、それぞれ、同日付け漁指令第97号及び同第97-1号により、審査請求人に通知されている。

2 本件各処分の妥当性について

(1) 本件処分1の妥当性について

ア 審査請求人が本件開示請求により開示を求めた文書のうち、旅行命令票については、5年間の文書の保存期間を経過した現在においても旅費等の全庁的に共通する内部管理事務を一元的に処理するためのシステム内に電磁的記録が保存されていたため、平成24年8月前半中（8月1日から15日まで）に〇〇〇〇〇〇〇〇を訪問した水産振興課職員の旅行命令票の検索、抽出を行い、本件処分1の文書として特定したものである。

イ 審査請求人が本件開示請求により開示を求めた行政文書のうち、旅行命令票以外の行政文書については、仮に作成されていたとしても、既に5年間の保存期間が満了し、平成30年4月に廃棄されている文書であるため、作成の有無は確認できないが、本件開示請求を受けて探索した結果見つからず、現に保有していないことから、本件開示請求に係る旅行命令票は、本件処分1で開示したもの以外には存在しない。

ウ なお、再度、上記アのシステムにおいて本件開示請求に係る旅行命令票を検索したところ、本件処分1により特定されたもの以外の旅行命令票の存在は確認できなかった。

(2) 本件処分2の妥当性について

ア 本件開示請求にある「休日出勤手続き」に関する行政文書については、上記(1)アの訪問日が平日のみであるため、休日出勤に係る行政文書が作成されていないことから、本件処分2において不開示としたものである。

イ 本件開示請求にある「訪問目的等に関連した連絡・報告」に関する行政文書については、仮に作成されていたとしても、既に5年間の保存期間が満了し、平成30年4月に廃棄されている文書であるため、作成の有無は確認できないが、本件開示請求を受けて探索した結果見つからず、現に保有していないことから、本件処分2において不開示としたものである。

ウ 本件開示請求にある「公用車利用記録」に関する行政文書については、既に5年間の保存期間が満了し、平成30年4月に廃棄され、現に保有していないことから、本件処分2において不開示としたものである。

エ 以上により、本件処分2については、本件開示請求に該当する文書を保有していないことから不開示にしたものであり、対象を狭く解釈して不開示としたものではない。

3 結論

以上により、本件各処分について、違法又は不当な点はないと考える。

第5 審査会の判断

当審査会は、本諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）には、「行政文書一式」や「公用車利用記録などを記録した文書」といった文言が記載されており、これらの文言は、審査請求人が、本件開示請求に係る行政文書としてどのような文書が存在するか、具体的に推知し得ない中で、本件開示請求に係る行政文書の対象を広く捉える趣旨で記載したも

のであると解される。

そうすると、本件開示請求に係る行政文書には、平成24年8月前半中の農林水産部職員による〇〇〇〇〇〇〇〇への訪問（以下「本件訪問」という。）に関する出張手続に係る行政文書（以下「本件行政文書1」という。）、休日出勤手続に係る行政文書（以下「本件行政文書2」という。）、訪問目的等に関する連絡・報告に係る行政文書（以下「本件行政文書3」という。）、公用車利用記録に係る行政文書（以下「本件行政文書4」という。）のほか、本件行政文書1ないし本件行政文書4以外にも、本件訪問に関する行政文書が存在すれば、当該行政文書も含まれると解するのが相当である。

2 処分の妥当性について

(1) 本件処分1の妥当性について

ア 旅行命令票の特定について

まず、審査請求人は、本件審査請求1において、本件訪問に関する旅行命令票が網羅されていない旨主張していることから、本件処分1における旅行命令票の特定の妥当性について、検討することとする。

水産振興課は、上記第4の2(1)のとおり、当該旅行命令票の特定に当たって、5年間の保存期間が経過した旅行命令票について、実施機関が管理しているシステム内の電磁的記録から検索及び抽出をして、本件行政文書1の特定を行ったと主張しているが、この検索及び抽出の方法は、合理的なものであると認められる。

そして、水産振興課は、上記第4の2(1)のとおり、特定した旅行命令票以外には本件行政文書1に該当する旅行命令票は存在しない旨主張しているが、この主張に不自然又は不合理な点は認められず、この主張を覆すに足りる特段の事情も認められない。

以上の点から、本件処分1に係る旅行命令票の特定は、妥当であると認められる。

イ 条例第7条第2号該当性について

次に、水産振興課は、本件処分1において、旅行命令票の職員番号について、条例第7条第2号に該当するとして不開示としていることから、職員番号の同号該当性について検討することとする。

同号においては、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、不開示情報としつつ、同号ただし書アないしウに該当する情報については、不開示情報から除くとされている。

これを本件についてみるに、職員番号は、特定の個人である実施機関の職員ごとに割り振られた番号であり、特定の個人を識別することができる情報であることから、同号本文に該当すると認められる。

また、職員番号については、法令等の規定により若しくは慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報、人の生命、健康、生活若しくは財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報又は公務員の職及び職務遂行の内容に係る情報のいずれにも該当しないと認められることから、同号ただし書アないしウのいずれにも該当しない。

よって、職員番号は、同号において不開示情報であるとされている情報に該当することから、水産振興課がこれを不開示としたことは、妥当であると認められる。

審査請求人は、職員番号の開示は求めているが、当審査会としては、上記のとおり判断する。

(2) 本件処分2の妥当性について

以下、本件処分2において特定された本件行政文書2ないし本件行政文書4について、各行政文書ごとに検討することとする。

ア 本件行政文書2（休日出勤手続に係る行政文書）について

水産振興課は、本件行政文書2について、本件訪問を行ったのは平日であることを理由に、不開示決定を行っている。

そして、水産振興課は、上記第4の2(2)アのとおり、訪問日は、平日のみであるため、本件行政文書2は、作成されていないと主張している。

この主張に不自然又は不合理な点は認められず、この主張を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、本件行政文書2に係る不開示決定は、妥当であると認められる。

イ 本件行政文書3（訪問目的等に関する連絡・報告に係る行政文書）について

水産振興課は、本件行政文書3について、本件行政文書3が仮に作成されていたとしても、既に5年間の保存期間を満了し、廃棄されている文書であるため、作成の有無について確認できないが、現に保有していないとして、不開示決定を行っている。

そして、水産振興課は、上記第4の2(2)イのとおり、本件開示請求を受けて探索した結果、本件行政文書3を保有していないことから、不開示決定を行ったと主張している。

また、当審査会は、漁政課が本件開示請求に対し本件行政文書3に該当する打合せ報告書及び出張の結果に係る行政文書について部分開示決定を行った事実があることを踏まえ、当審査会事務局職員をして、水産振興課に対して、改めて本件行政文書3に該当する行政文書を保有して

いるかどうか確認させたところ、水産振興課から、改めて探索したが、そのような行政文書はなく、保有していないとの回答があった。

これらの主張及び回答に不自然又は不合理な点は認められず、これらを覆すに足りる特段の事情も認められないことから、本件行政文書3に係る不開示決定は、妥当であると認められる。

ウ 本件行政文書4（公用車利用記録に係る行政文書）について

水産振興課は、本件行政文書4について、本件開示請求の時点において、既に廃棄されていたとして、不開示決定を行っている。

そして、水産振興課は、上記第4の2（2）ウのとおり、当該廃棄を行った時期は平成30年4月であると主張している。

この主張に不自然又は不合理な点は認められず、この主張を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、本件行政文書4に係る不開示決定は、妥当であると認められる。

(3) その他

なお、当審査会は、上記1のとおり、本件開示請求書には、「行政文書一式」や「公用車利用記録など」といった記載があることを踏まえ、当審査会事務局職員をして、本件行政文書1ないし本件行政文書4以外に本件訪問に関する行政文書に該当する行政文書を保有しているかどうか、水産振興課に確認させたところ、水産振興課から、改めて探索したが、そのような行政文書はなかったとの回答があった（念のため、漁政課にも、同様の確認をさせたところ、漁政課からも、同様の回答があった。）。

この回答を覆すに足りる特段の事情は認められないことから、実施機関が、本件開示請求に係る行政文書として、本件行政文書1ないし本件行政文書4を特定し、本件処分1及び本件処分2を行ったことは、妥当であると認められる。

3 付言

上記2のとおり、水産振興課が本件処分1及び本件処分2を行ったことは妥当であると認められるが、実施機関においては、本件開示請求が水産振興課及び漁政課においてそれぞれ保有している可能性のある行政文書に係るものであったことから、両課がそれぞれ部分開示決定等を行っているところ、そのような場合には、それぞれの通知において、当該部分開示決定等が当該部分開示決定等を行った課の所管分に係るものであることを明記するなど、開示請求を行った者に分かりやすいものとなるような配慮があると、より望ましい。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年8月19日	諮問受理
令和5年3月14日	審査（令和4年度第13回審査会第二部会）
令和5年4月17日	審査（令和5年度第1回審査会第二部会）
令和5年7月3日	審査（令和5年度第3回審査会第二部会）